

深北緑地スポーツ施設の「大会使用」要領

1. 「大会使用」とは

各種団体が実施するスポーツ競技大会に使用する場で、次のいずれかに該当するもの。

(1) 国または地方公共団体が主催する大会

優先順位は、国→大阪府→その他の地方公共団体とする

大会使用日数の制限を超えた場合は、国又は大阪府を最優先とし他の地方公共団体で抽選を行う

(2) 学校、幼稚園や保育園等が運動会や競技会で使用する場

(3) 体育振興、社会福祉等公益的な目的のため活動する団体(非営利)が国または地方公共団体の後援を得て実施する大会

(4) 指定管理者が行う教室、大会等

(5) 広域的規模の大会

① 企業等団体が運動会等で使用する場

② 一般の団体が売上利益を伴わないことを前提として、一般公募して実施する大会

・(1)～(4)に該当する大会を「優先大会」とし(5)に該当する大会「一般大会」に優先して使用する

・同一順位同士が競合した場合は、当事者立会いの上協議し、話し合いが付かない場合は、抽選により決定する。

2. 大会使用日数の制限

(1) 休日(土・日・祝日)については、毎月毎の使用許可可能延べ時間の三分の1以内とする

(2) その他の日については、一般使用に支障のない範囲で必要と認める時間と面数

3. 大会利用の基準

(1) テニスコート

最大8面まで

各曜日で連続2週続けて8面利用不可(月をまたいでの連続使用は可)

※7月、8月、12月、1月、2月(閑散期)は適応

(2) 軟式野球場

9時～17時を含み8時間以上利用すること

(3) 球技広場

2面(全面)を利用すること

9時～17時を含み8時間以上利用すること

4. 提出書類

(1) 公園施設使用許可申請書

(2) 誓約書

(3) 大会要領及び団体規約

(4) 参加チーム名簿

(5) 使用料減額・免除申請書(該当団体のみ)

(6) 後援名義承認書(該当団体のみ)

※ 遅くとも使用日の10日前までに後援名義承認書の原本を確認

5. 大会使用の申し込み日時及び方法他

(1) 利用月毎に定めた大会申請受付日程表に従い、団体の責任者が提出書類を添えて管理事務所に申し込む

(2) 大会使用日数の制限を超えた場合は抽選で決める

6. 受付期間

(1)優先大会

利用月	申請書受付期間
4月・5月	11月1日～12月20日
6月・7月	1月4日～2月20日
8月・9月	3月1日～4月20日
10月・11月	5月1日～6月20日
12月・1月	7月1日～8月20日
2月・3月	9月1日～10月20日

(2)一般大会

1. テニスコート

利用月	申請書受付期間	抽選日
4月・5月	1月10日～1月末日	2月10日 10:00
6月・7月	3月10日～3月末日	4月10日 10:00
8月・9月	5月10日～5月末日	6月10日 10:00
10月・11月	7月10日～7月末日	8月10日 10:00
12月・1月	9月10日～9月末日	10月10日 10:00
2月・3月	11月10日～11月末日	12月10日 10:00

2. 軟式野球場・球技広場

利用月	申請書受付期間	抽選日
4月・5月	12月10日～12月末日	1月10日 10:00
6月・7月	2月10日～2月末日	3月10日 10:00
8月・9月	4月10日～4月末日	5月10日 10:00
10月・11月	6月10日～6月末日	7月10日 10:00
12月・1月	8月10日～8月末日	9月10日 10:00
2月・3月	10月10日～10月末日	11月10日 10:00